

図書館資料選定委員設置要綱

図書館資料選定委員会設置要綱（平成7年9月12日施行）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 図書館資料の適正な収集を図るため、広島県立図書館に資料選定委員（以下「選定委員」という。）を置く。

（選定委員の委嘱）

第2条 選定委員は、学識経験のある者のうちから、館長が委嘱するものとする。

2 選定委員は、会議を開き、図書館における資料収集の実情を把握し、今後の収集方向について意見を述べるほか、不足している資料及び収集すべき資料について、館長に助言するものとする。

3 選定委員の会議（以下「選定委員会会議」という。）は、館長が招集するものとする。

4 選定委員の任期は、3年とする。

（選定委員会会議の構成）

第3条 選定委員会会議は、主題分類に応じ、次の6部門で構成する。

(1) 総記・哲学・歴史部門

(2) 社会科学部門

(3) 自然科学部門

(4) 技術・産業部門

(5) 芸術部門

(6) 言語・文学部門

2 前項各号に規定するもののほか、必要に応じて、臨時にその他の部門を置くことができる。

3 前2項に規定する部門ごとに複数の専門部門を置くことができる。専門部門は、選定委員会会議を開催する年度ごとに決定するものとする。

（選定委員会会議の開催）

第4条 選定委員会会議は、前条第1項及び第2項に規定する各部門別に開催するものとし、原則として単年度に2部門を開催するものとする。

2 選定委員会会議は、前条第3項に規定する専門部門ごとに開催することができる。

（選定委員に係る庶務）

第5条 選定委員に係る庶務は、資料課において行う。

附 則

1 この要綱は、平成13年 9月26日から施行する。

2 この要綱施行の際、図書館資料選定委員会設置要綱（平成7年9月12日施行。以下「旧要綱」という。）に基づく選定委員会の委員である者は、この要綱による選定委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、その者の旧要綱による選定委員会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

参考

年 度	選定委員会議開催部門
平成 13 年度	社会科学部門, 芸術部門
平成 14 年度	自然科学部門, 言語・文学部門
平成 15 年度	総記・哲学・歴史部門, 技術・産業部門